7　施設監視専門官は、第一項の事業によって造成された施設の監視に関する情報の管理及び分析に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
8～12　（略）
（事業所）
第二百八十六条　（略）
2～24　（略）
25　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に用地調整官、管理調整官、企画官、事業推進調整官、技術専門官及び環境専門官を置くことができる。
26～28　（略）
29　事業推進調整官は、事業の推進に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
30～35　（略）
（木材製品技術室並びに木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官）
第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官、素材生産推進官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官それぞれ一人を置く。
2～4　（略）
5　素材生産推進官は、素材生産の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
6・7　（略）
（木材貿易対策室並びに木材専門官、木質バイオマス専門官及び国際専門官）
第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官二人、木質バイオマス専門官一人及び国際専門官一人を置く。
2～5　（略）
6　国際専門官は、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（新設）
7～11　（略）
（事業所）
第二百八十六条　（略）
2～24　（略）
25　地方農政局長は、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣の承認を受けて、事業所に用地調整官、企画官、管理調整官、技術専門官及び環境専門官を置くことができる。
26～28　（略）
（新設）
29～34　（略）
（木材製品技術室並びに木材専門官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官）
第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官、木材表示専門官及び住宅資材技術専門官それぞれ一人を置く。
2～4　（略）
（新設）
5・6　（略）
（木材貿易対策室並びに木材専門官、木質バイオマス専門官及び国際専門官）
第三百九十条　木材利用課に、木材貿易対策室並びに木材専門官二人、木質バイオマス専門官一人及び国際専門官二人を置く。
2～5　（略）
6　国際専門官は、命を受けて、木材についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）
第三百九十一条の二　森林利用課に、山村振興・緑化推進室並びに施業集約化推進官、森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
4　施業集約化推進官は、森林の施業の集約化の推進に関する企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
5～10　（略）
（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官、森林鳥獣害対策指導官及び林木育種専門官）
第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人、森林鳥獣害対策指導官一人及び林木育種専門官一人を置く。
2～13　（略）
14　森林鳥獣害対策指導官は、民有林野における鳥獣害防止対策に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
15　（略）

（山村振興・緑化推進室並びに森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官）
第三百九十一条の二　森林利用課に、山村振興・緑化推進室並びに森林保全推進官、森林吸収源情報管理官、環境保全専門官、森林生物多様性専門官、森林環境教育推進官及び森林ボランティア企画官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）
（新設）
4～9　（略）
（技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官、首席研究企画官、国際研究連絡調整官、放射性物質影響評価官、森林除染技術専門官、森林・林業技術者育成対策官、森林保全専門官、防除技術専門官及び林木育種専門官）
第三百九十四条　研究指導課に、技術開発推進室及び森林保護対策室並びに研究企画官二人、首席研究企画官一人、国際研究連絡調整官一人、放射性物質影響評価官一人、森林除染技術専門官二人、森林・林業技術者育成対策官一人、森林保全専門官一人、防除技術専門官一人及び林木育種専門官一人を置く。
2～13　（略）
（新設）
14　（略）